

八王子市の農林業と 農業委員会の概要



令和6年(2024年)3月

八王子市産業振興部農林課
八王子市農業委員会事務局
八王子市産業振興部獣害対策課

目 次

	ページ
八王子市の概要	1
農業の概要	2
地区別の特徴	3
1 農家戸数の推移	5
2 地区別農家戸数	5
3 販売農家人口（男女別・年齢別）	5
4 耕地面積の推移	6
5 農地関係面積の推移	6
6 農業産出額	6
7 主要農作物作付面積及び収穫量の推移	7
8 家畜・家きん飼育頭羽数及び戸数の推移	8
9 花卉の作付（収穫）面積及び出荷量の推移	8
10 養蚕農家戸数の推移	8
11 品目別各種順位	9
12 農業振興地域	9
13 生産緑地の状況	10
農業振興施策の概要	11
1 農業の振興	11
（1）環境保全型農業推進事業	11
（2）地域農業活性化推進事業	11
（3）道の駅八王子滝山	12
（4）都市農業経営推進対策	13
（5）農家開設型農園整備	14
（6）はちおうじ農業塾	14
（7）担い手対策事業	14
（8）農地バンク制度	15
（9）農地の創出・再生支援事業	16
（10）都市農地保全事業	16
（11）その他の農業振興事業	16
2 農業と市民とのふれあい	17
（1）市民農園維持管理事業	17
（2）ひよどり山農園維持管理事業	17
（3）農林畜産物品評会	17
（4）農業体験事業	18

3	農業生産基盤等の管理・整備	19
	(1) 農村環境改善センターの維持管理事業	19
	(2) 生産基盤整備事業の実績	20
	農業関係施策の概要	22
1	水産業	22
2	江戸東京野菜に登録された八王子野菜の紹介	23
3	農作物獣害防止対策	26
	林業の概要	28
1	市内森林面積	28
2	森林整備計画の策定	29
3	民有林の振興	30
	(1) 林道維持管理	30
	(2) 民有林振興事業	30
4	森林再生	30
5	枝打ち	31
6	森林管理巡視	31
7	市有林	31
8	市行造林の管理	31
	農業委員会の組織と活動	33
1	沿革	33
2	農業委員会の構成	33
3	農業委員会の役割	33
4	農業委員会の業務(農地関係)	34
	(1) 農地の権利移動・転用等	34
	(2) 農地の利用状況調査・利用意向調査	34
	(3) 利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画の決定	34
	(4) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定	35
	(5) 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明の交付	35
	(6) 生産緑地買取り申出状況	35
	(7) 相続税納税猶予適格者証明の交付	36
	(8) 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っていることの証明の交付	36
	(9) 国有農地等利用状況調査	36
	(10) 国有農地諸手続件数	37
	(11) 登記官及び裁判所照会件数	38

5 農業委員会の業務（農政関係）	38
（1）意見・要望の提出	38
（2）農業者年金業務	39
（3）農業委員会だより	39
（4）農業委員会総会及び農業委員会各委員会	40
（5）委員活動記録	41
農林業関係機関及び団体	42
1 八王子市農業協同組合	42
2 東京都農業振興事務所南多摩農業改良普及センター	43
3 農業関係団体	43
4 林業関係団体	43

八王子市の概要

八王子市は、明治22年（1889年）4月17日町制施行と同時に神奈川県南多摩郡八王子町として誕生し、明治26年（1893年）4月1日には東京府（現東京都）に編入され、大正6年（1917年）9月1日の市制施行により“八王子市”になりました。当時の人口は42,043人でしたが、昭和16年（1941年）10月1日小宮町の編入を機に、昭和年間に浅川・恩方地区など8か町村を合併し、令和5年（2023年）12月末日現在、面積は186.38km²、人口は560,692人（住民基本台帳人口）を有し、多摩地区の中核都市で21の大学等を抱えた学園都市として発展を続けています。

新宿から電車で約40分の距離に位置しており、地形は概ね盆地状で、北・西・南は海拔200mから800mほどの丘陵地帯に囲まれ、東は関東平野に続いています。

八王子の由来

延喜年間に京都から訪れた妙行という学僧（のちの^{けこんぼさつ}華嚴菩薩）が現在の元八王子の城山のふもとの庵で修行を始め、延喜16年（916年）に^{こず}牛頭天王と8人の王子をまつり、八王子権現と称したのが“八王子”という名のおこりだという伝説があります。

そして、元龜3年～天正6年のころ（1572年～1578年）に滝山城主・北条氏照が、この山に城を移し、その守護神として八王子権現をまつり、城を八王子城と呼んだのが、八王子という地名の由来であるといわれています。

市の木（イチョウ）

追分交差点から高尾駅までの甲州街道に、イチョウ並木が続いています。

これは、昭和2年（1927年）に多摩御陵（武蔵陵墓地）の造営を機に植えられ、市制60周年を記念して、昭和51年（1976年）に選ばれました。

市の花（ヤマユリ）

ヤマユリは、日本特産の種類で香りが強いことで有名です。毎年7月ころ花を咲かせ、高尾や陣馬の山々などで見ることができます。

市制60周年を記念して、昭和51年（1976年）に選ばれました。

市の鳥（オオルリ）

オオルリは、高尾や陣馬の山々の溪流沿いなどで、夏になると見ることができる渡り鳥です。オスの体色は、鮮やかな青色で声も美しく響きます。

市制75周年を記念して、平成3年（1991年）に選ばれました。

農業の概要

八王子市では、ニュータウン開発や郊外地の開発による都市化の進展が農業に与えた影響は極めて大きく、大規模な住宅団地の建設、農地からの工場や住宅用地への転用が相次ぎ、急激な農用地の減少がスプロール現象となってあらわれました。また、これらの影響が農家構造にも大きく作用し、経営面積の縮小と兼業化への移行、若年労働者の他分野への流出を余儀なくされました。



【パッションフルーツ】

これに伴い、農業従事者の高齢化に伴う担い手の確保と育成、利用されていない農地（遊休農地）の活用が大きな課題となっています。そして、直近10年で農業算出額は減少傾向にあります。

一方、八王子市は、豊かな自然環境に恵まれ、肥沃な土壌は農耕に適しており、50万人都市の大消費地を抱えた地場産のメリットを生かして意欲的な経営に取り組む農業者も多くみられます。このような状況下において八王子市では、新鮮で安全・安心な農産物を市民へ供給すること、また、都市の防災機能、緑地として生活に潤いを与える場所を提供することなど、都市農業の持つ重要性に着目し、都市計画法等の土地利用政策との調整を図りながら農業生産基盤としての農地の保全に努め、魅力と活力ある産業として再生し、「市民」「農業者」「市（行政）」「関係機関」それぞれが役割を持ち、しっかりと手を結ぶことで市民生活に一層貢献できるよう活動しています。

生産・出荷体制は、農業者組織による市場出荷が減少傾向にあり、多品目少量生産によるスーパーや生協などとの契約出荷、JA八王子の直売所を含む農産物直売所や学校給食へ農業者個人による直接出荷が増加傾向にあります。また、酪農を中心とした畜産経営や古くから郷土の農産物として作られてきた高倉ダイコン、川口エンドウ、八王子ショウガの栽培に取り組んでいる農業者もみられます。地産地消を推進するため、地元の農畜産物を提供できる施設として、平成19年（2007年）4月1日にオープンした道の駅八王子滝山に農産物直売所「ファーム滝山」を併設しました。「ファーム滝山」では農業者自身が出荷組合を立ち上げ、値付けや野菜等の陳列などを行っています。

近年、学校給食に地場産農作物を使用した学校給食を提供し、児童・生徒が食材を通して地域の自然や産業等への理解を深めたり、生産に携わる人々の苦労に触れることにより、食育活動に繋がっています。

若手農業後継者により東京都小笠原諸島などの亜熱帯地方で栽培されている、パッションフルーツの栽培に取り組んでいます。平成25年度（2013年度）に八王子の新たな名産品にしようと若手農業者8名が生産組合を立ち上げ、組合員が増加しています。生産量についても増加しており、商工会議所と連携して6次産業化による加工品の製造や販売ルートの拡大にも取り組んでいます。

平成29年（2017年）の生産緑地法改正により、生産緑地地区内の行為制限が緩和され、新たに農産物直売所や加工施設等の設置が可能となりました。この制度を使い、農業者が生産緑地内において本市初の農産物直売所を併設した6次産業化施設（加工施設）を令和4年（2022年）7月1日に開業しました。八王子市ではこうした農業者自身の自立した動きを大いに支援しています。

地区別の特徴

八王子の農業は、かつては水稲・養蚕・いも類が中心でしたが、現在では市民の農業に対する意識の高まりやニーズに応えるため、都市農業の持つ多面的機能を発揮した農業が営まれており、各地区には、以下のような特色がみられます。

八王子地区

この地区は、市の中心部に位置し、全域が市街化区域となります。

石川・大谷・宇津木地区には、優良な農地が広がっています。ここでは、隣接する多摩動物園の飼料生産を行っていた東京都の土地を借りて、駐車スペースや水道を設置した農園である「ひよどり山農園」を開設しています。ひよどり山農園隣接地では、遊休農地解消の一方策である農家開設型農園の利用者や、農業者の人手不足を補うため農作業の担い手を育成することなどを目的に、はちおうじ農業塾を開講しています。

また、施設を利用したキュウリ・トマト・ホウレンソウ・ナスなどの栽培が盛んで、北部の平地区では椎茸の生産も行われています。

大和田町には、JA八王子が地元産農産物の販売を中心にした直売所「ふれあい市場^{しじょう}」を開設し、好評を得ています。

加住地区

この地区は、多摩川と秋川の合流点に位置しています。

あきる野市との境の高月町では、東京都で一番広い水田が広がっています。ここでは、野菜・畜産・椎茸などとの複合経営が特徴となります。

特に、TOKYO-Xという豚肉のブランド品の生産や合鴨を利用した稲作、花卉の生産など意欲的な取り組みが見られます。

営農集団では、地域特産品として減農薬のブランド米「高月清流米」の生産と販売を行っています。また、酒造メーカーと協働で酒米の生産にも積極的に取り組んでいます。

滝山町にある平成19年（2007年）に開設した「道の駅八王子滝山」では、新鮮な地場農産物を求める利用者で連日、賑わいを見せています。



川口地区

この地区は、市の北西部に位置し、秋川街道沿いに広がる美しい山野に囲まれた自然に恵まれた地域です。

檜原町、犬目町は、平坦で優良な農地があり、キュウリ・トマト・ホウレンソウなどを生産し、JA八王子の園芸センター（犬目町）では、朝取りの新鮮な野菜や卵、植木などの直売を行っています。また、平成31年（2019年）4月にはJA八王子の市民農園である「犬目農園」を開園しています。

元八王子地区

この地区は、市の西部に位置し、西には八王子城跡、南には武蔵陵墓地があり、地区の中心には、高尾街道、陣馬街道があります。

野菜、シイタケ、花卉などを中心に栽培している地区となります。かつて養蚕農家が多く点在したこともあり、所々に桑畑が見られますが、現在養蚕農家はありません。

恩方地区

この地区は、市の西部に位置し、北浅川が流れる地域で、市街化区域と市街化調整区域が混在しています。

中山間地で耕地も狭く傾斜地も多いことから、観光農業としてブルーベリーの摘み取りが盛んで、ジャムの加工販売にも取り組んでいる地域です。また、ランなど花卉の生産（直売）も行われています。

浅川・由井・横山地区

浅川地区は、市の西南部に位置し、地区に高尾山があります。由井地区は、市の南に位置し、国道16号線があります。横山地区は、市街地の南西部に位置し、住宅地や商業施設が混在しています。

小比企町の丘陵地にまとまった畑があり、カブ・キュウリ・コマツナ・ダイコン・トマト・ナス・ハクサイなどが栽培され、減農薬など環境に配慮した農業に積極的に取り組んでいます。

販売方法として個人で市場出荷・直売が多いものの、個人で生協・スーパー等の契約販売等もみられます。規模の大きな酪農家では、ヨーグルトの加工・販売なども行っています。

由木地区

この地区は、市街地から東南に位置し、西南北の三方を山に囲まれ、平たん部は大栗川が流れています。多摩ニュータウンの開発に伴い急速に農地が減少し、市内で最も都市化が進んでいる地区となります。

若い農業後継者が多く、コマツナやホウレンソウなどの野菜や花卉、シイタケなどを中心に多種多様の農業が営まれています。



1 農家戸数の推移

(単位：戸)

	総数	専業	第1種兼業	第2種兼業	(内自給的農家)
平成22年	1,320	178	58	1,084	829
平成27年	1,197	168	44	985	805
令和2年	1,012	-	-	-	688
令和2年 東京都合計	9,567	-	-	-	4,961

(2020年農林業センサス東京都分調査速報)

農家とは・・・10a以上の経営耕地面積を有する農業を営む世帯及び農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯(昭和60年センサスからの定義)

専業農家とは・・・世帯員中に兼業従事者が一人もいない農家

兼業農家とは・・・世帯員の中に兼業従事者が一人以上いる農家

第1種兼業農家とは・・・農業所得を主とする兼業農家

第2種兼業農家とは・・・農業所得を従とする兼業農家

自給的農家とは・・・経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が調査期日前1年間で50万円未満である農家

2020年農林業センサスから農家数(戸)の内訳の「専業」「第1種兼業」「第2種兼業」は、統計の記載がなくなったため、未記入としています。

2 地区別農家戸数

(単位：戸)

		八王子	横山	浅川	元八王子	恩方	川口	加住	由井	由木	計
農家戸数	平成22年	183	71	56	135	198	217	184	122	154	1,320
	平成27年	175	72	50	128	158	192	173	102	147	1,197
	令和2年	128	62	45	117	129	170	148	91	122	1,012
販売農家戸数	平成22年	78	20	7	43	70	76	98	54	45	491
	平成27年	69	13	5	40	42	58	82	45	38	392
	令和2年	49	13	5	37	32	50	61	42	35	324

(2020年農林業センサス)

農家戸数は、販売農家、自給的農家を含んだ戸数です。

3 販売農家人口(男女別・年齢別)

(単位：人)

年度	総数	男				女			
		総数	0～29歳	30～59歳	60歳以上	総数	0～29歳	30～59歳	60歳以上
平成22年	1,807	910	206	316	388	897	201	286	410
平成27年	1,388	693	129	224	340	695	142	217	336
令和2年 (経営体)	1,009	-	-	-	-	-	-	-	-

(2020年農林業センサス)

2020年農林業センサスから「販売農家人口」の記載がなくなったため、令和2年は「総数」を「経営体」に替え、男女別・年齢別の表記は未記入としています。

4 耕地面積の推移

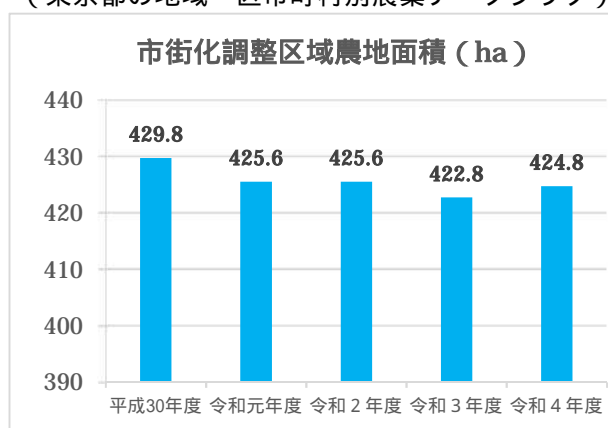
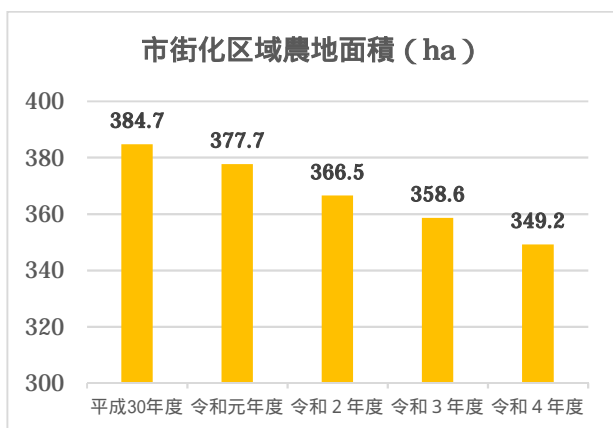
	耕地面積	田耕地面積	畑耕地面積	(単位：ha)
平成22年	855	62	793	
平成27年	772	59	714	
令和2年	729	51	678	

(農林水産省作物統計調査)

5 農地関係面積の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市街化区域農地面積 (ha)	384.7	377.7	366.5	358.6	349.2
うち、生産緑地面積 (ha)	230.7	226.9	223.1	222.1	218.5
市街化調整区域農地面積 (ha)	429.8	425.6	425.6	422.8	424.8
合計	814.5	803.3	792.1	781.4	773.9

(東京都の地域・区市町村別農業データブック)



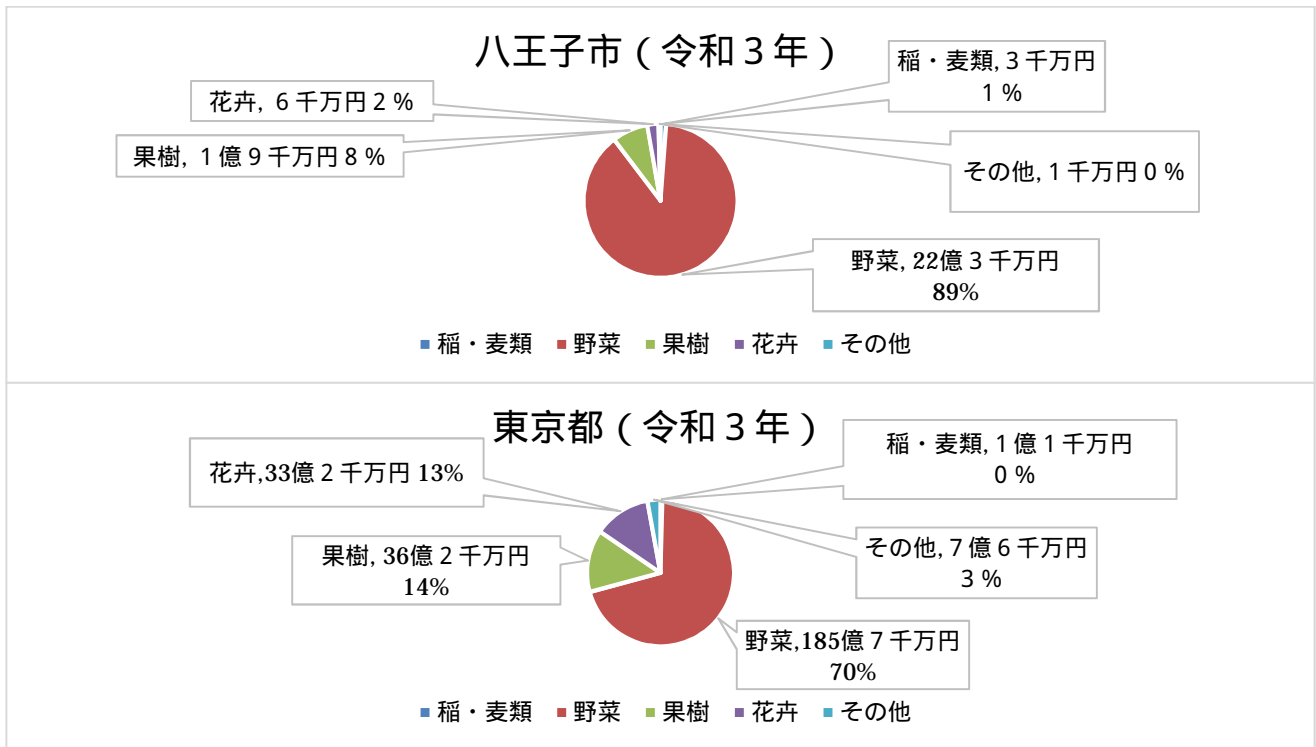
6 農業産出額

単位(千万円)

	区分	計	耕種				
			稲・麦類	野菜	果樹	花卉	その他
令和元年	八王子市	254	3	225	19	6	1
	東京都	2,744	12	1,892	374	342	124
令和2年	八王子市	252	2	223	18	6	3
	東京都	2,672	11	1,872	367	337	85
令和3年	八王子市	252	3	223	19	6	1
	東京都	2,638	11	1,857	362	332	76

(東京都農作物生産状況調査結果報告書)

単位に満たないものは切り捨てて表記しています。



7 主要農作物作付面積及び収穫量の推移

(単位:作付面積ha・収穫量t)

	令和元年		令和2年		令和3年	
	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量
水稲	32	132	30	125	31.0	130
サツマイモ (カンショ)	18	240	18	239	18.1	239
ダイコン	33	1,123	33	1,118	33.0	1,117
カブ	13	256	13	254	12.7	254
ジャガイモ (バレイショ)	41	652	40	650	40.4	649
ハクサイ	18	665	18	662	17.8	662
コマツナ	29	432	29	430	28.6	429
キャベツ	17	590	17	588	16.8	587
ホウレンソウ	42	487	41	485	41.4	485
ネギ	23	375	23	373	23.1	373
ナス	16	968	16	964	15.5	963
トマト	13	892	13	889	12.7	888
トウモロコシ (スイートコーン)	28	206	28	205	28.2	205
イチゴ	2	18	2	18	1.5	18

(東京都農作物生産状況調査結果報告書)

8 家畜・家きん飼育頭羽数及び戸数の推移

(令和5年2月1日現在)

区分	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数
令和2年度	10	459	2	62	1	77	6	13,072
令和3年度	10	495	2	71	1	58	5	13,985
令和4年度	9	473	2	59	1	74	5	12,460

(東京都農業振興事務所調べ)

注 家畜伝染予防法第12条4項により、統計対象に試験・研究用で飼育されているものとして少数羽頭数飼育しているもの(学校は除く。)も含まれています

9 花卉の作付(収穫)面積及び出荷量の推移

(単位:作付面積a、収穫面積a、花壇用苗もの類収穫量千本、鉢もの類収穫量千鉢)

区分	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
	作収面積	付収穫積	作収面積	付収穫積	出荷量	作収面積	付収穫積	出荷量
花壇用苗もの	151	157	151	157	151	156	150	156
一般鉢もの	213	236	212	235	211	235	211	234

(東京都農作物生産状況調査結果報告書)

10 養蚕農家戸数の推移

かつては「桑の都・八王子」と言われており、昭和55年(1980年)には桑園面積67ha、農家戸数57件、掃立箱数780箱、収繭量25,786kgを誇りました。

八王子市内には加住地区に1戸あり、現在も生産を続けております。

昭和55年(1980年)の統計は関東農政局南多摩統計情報出張所発行「南多摩の農業統計」より

区分	養蚕農家戸数	はきたてばこすう 掃立箱数(箱)	しゅうけんりょう 収繭量(kg)
平成30年度	1	3	105.3
令和元年度	1	2.5	91.3
令和2年度	1	2.5	97.57
令和3年度	1	2.5	83.6
令和4年度	1	3	45.6

(JA八王子調べ)

単位:掃立(はきたて)箱数 1箱・・・蚕(かいこ)の卵20,000粒(頭)

収繭(しゅうけん)量・・・繭(まゆ)から引き出される糸の量

1 1 品目別各種順位

(令和3年)

順位	品目	構成比(%)	野菜作付面積 (ha)	果樹結果樹面積 (ha)
1	トマト	18	ハウレンソウ 41.4	クリ 125.0
2	ナス	7	ジャガイモ 40.4	ブルーベリー 21.8
3	コマツナ	5	ダイコン 33.0	ウメ 8.8
4	ハウレンソウ	5	コマツナ 28.6	カキ 8.2
5	キュウリ	4	スイートコーン 28.2	柑橘類 5.5

(東京都農作物生産状況調査結果報告書)

統計出典

「農林業センサス」

農林業センサスは農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査。

「東京都農作物生産状況調査結果報告書」

都内産の農産物に関して、東京都として独自に実施した区市町村ごとの品目別の作付面積・生産量等の調査。

1. 調査対象作物

野菜、果樹、稲・麦類(水稻・小麦除く)、豆類(大豆除く)、そば・雑穀類、工芸農産物、飼料作物、花卉、植木、グランドカバー類、芝、緑肥作物

2. 調査項目

- ・作付延べ面積(果樹、花卉については圃場面積)
- ・収穫量(花卉については出荷量)

3. 調査対象

都内の耕地面積10アール以上の農家

4. 調査方法

東京都は東京都農業会議に委託して調査を実施。東京都農業会議は、区市町村・農業委員会を通じて各農家に調査票を配布、回収して集計し、統計処理を実施。

調査目的、分析方法が各々異なることから、就業構造に関する統計は「農林業センサス」、生産に関する統計「東京都農業生産状況調査結果報告書」のデータを使用した。

1 2 農業振興地域

昭和30年代から始まった経済の高度成長に伴い都市地域への人口集中や工業開発・交通網の整備等が進むなかで、農地の宅地化や工業用地化などが無秩序に行われたり、都市公害など農業に好ましくない問題が、都市周辺から農村部へ波及するようになってきました。このため農業の振興を図る地域を明らかにして、これを保全、形成するとともに、農業の健全な発展を図り、国土資源の合理的な利用を図ることを目的として、指定した区域です。

地域指定・認可等の経過(指定・認可権者;東京都知事)

農業振興地域指定年月日	昭和48年(1973年)4月6日
同 整備計画認可年月日	昭和49年(1974年)6月8日
特別管理地域指定年月日	昭和57年(1982年)9月6日
新農業振興地域整備計画認可年月日	昭和59年(1984年)5月30日

農業振興地域の概要

(単位: ha)

区 分	農 地				森林原野	その他	計
	田	畑	樹園地	計			
農業振興地域 (A)	30.8	112.6	86.8	230.2	3,554.8	260.0	4,045.0
農用地区域 (B)	15.1	40.8	29.4	85.3	11.8	1.4	98.5
(B)/(A)	49.0%	36.2%	33.8%	37.0%	0%	0.5%	2.4%

(令和4年12月現在)

その他とは・・・混牧林地及び農業用施設用地

混牧林地とは・・・主として木竹の生育に利用されるもので、従として耕作又は養畜のための採草又は家畜の放牧の用に供する土地

農業用施設用地とは・・・温室、蚕室、種苗貯蔵施設、たい肥舎、畜舎、農機具収納施設、農畜産物の生産・集出荷・調整・貯蔵施設、農業生産資材の貯蔵・保管施設の用地

1 3 生産緑地の状況

生産緑地地区とは、市街化区域内にある農地の緑地機能を活かし、計画的・永続的に保全することによって、公害や災害の防止に役立てるとともに、豊かな都市環境を形成しようとする都市計画上の制度です。面積は概数となっています。

	地 区 数	面 積 (ha)
令和元年12月12日	1,046	226.916
令和2年12月11日	1,033	223.10
令和3年12月13日	1,033	222.14
令和4年12月12日	1,024	218.48
令和5年12月11日	1,000	207.95

(都市計画課調べ)



農業振興施策の概要

1 農業の振興

(1) 環境保全型農業推進事業

本市認定農業者または本市農業協同組合組合員に八王子市農業協同組合を通じて環境保全型の農業用資材購入費の一部を助成し、減農薬栽培及びゴミを出さない環境に配慮した栽培を推進し、消費者に安全安心野菜を届けると共に地場農産物の普及を図りました。

受給農家の推移

年度	受給農家数
令和2年度	124件
令和3年度	120件
令和4年度	178件

(2) 地域農業活性化推進事業

本市では、地域農業の実情に即して、担い手や後継者の育成確保に向けて、総合的な活動を農業関係機関・団体との連携により推進しています。農業基本構想に基づき、中心的な担い手である認定農業者を育成・支援することにより地域農業の活性化を推進しました。



認定農業者数の推移

年度	認定数	認定農業者数
令和2年度	54件（再認定48件、新規認定6件）	105経営体
令和3年度	18件（再認定13件、新規認定5件）	106経営体
令和4年度	20件（再認定9件、新規認定10件、変更認定1件）うち2件広域認定（再認定1件、新規認定1件）	112経営体

認定新規就農者数の推移

年度	認定数	認定新規就農者数
令和2年度	3件（新規認定3件）	3経営体
令和3年度	1件（変更認定1件）	3経営体
令和4年度	2件（新規認定2件）	4経営体

認定農業者とは・・・

効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者が作成した農業経営改善計画を市町村が地域農業の将来目標を農業経営基盤強化促進法に基づいて定めた「基本構想」に照らして認定し、その計画達成に向けた取り組みを支援する制度です。認定期間は、5年間です（5年を経過したら再申請は可能）。

認定新規就農者とは・・・

将来において地域農業の担い手に発展するような新規就農者の就農を促進するため、新たに農業経営を営もうとする「青年等就農計画」を、同「基本構想」に照らして認定し、その計画達成に向けた取り組みを支援する制度です。

(3) 道の駅八王子滝山



ア 事業目的

一般道路利用者に対し、良好な休憩の場及び地域情報を提供するとともに、地場産品の販売、飲食の提供等を通じて、消費者の「食」に対する安全・安心への要求に応え、農業をはじめとする地域産業の安定を図り、かつ、市民と道路利用者との交流による活力ある地域社会の創造に資するため、平成19年（2007年）4月、都内初となる「道の駅」を整備しました。

施設概要

区分	内容	
施設名	道の駅八王子滝山	
所在地	八王子市滝山町一丁目592-2	
電話	042-696-1201	
開設年月日	平成19年4月1日	
敷地面積	10,404㎡	
構造	鉄筋コンクリート造平屋建 約1,300㎡	
施設	地域振興施設（農作物直売所） 地域振興施設（飲食スペース） 地域交流施設 （交流ホール及び会議室（定員20名）等）	479.2500㎡ 299.7500㎡ 459.2789㎡ （内 会議室40.5㎡）
駐車場	第1駐車場 第2駐車場	大型車5台、普通車55台、身障者用2台（24時間利用可能） 大型車4台、普通車41台
防災設備	40t 防火水槽、防災倉庫（備蓄品含む）、手漕式簡易井戸を設置	
その他設備	電気自動車用急速充電設備	
営業時間	午前8時～午後7時	
指定管理者	中日本エクシス株式会社	
工事实績	平成29年度 第1駐車場舗装 平成30年度 軒天井改修 令和元年度 公衆便所改修（和式トイレの洋式化等）、空調設備改修 令和2年度 業務用冷蔵庫等更新、電気・水道子メーター取替工事 令和3年度 給湯器更新、区画線設置工事 令和4年度 電灯設備更新工事、区画線設置工事	

イ 事業実績

施設では、毎年約75万人の来場者を迎え八王子の名所の一つとして、着実にその名を馳せているところです。利用者満足度調査によると、8割以上の方にご満足頂いているという結果になっており、利用目的の1位が「買い物・飲食」続いて「休憩」「情報収集」となっており地産地消の一翼を担っています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
売上額	843,739,530円	753,485,979円	875,581,145円	900,176,393円
来場者数	803,882人	688,010人	775,257人	740,902人

ウ 農産物直売所

施設の中核ともいえる、道の駅八王子滝山農産物直売所（ファーム滝山）では、市内農家が丹精込めて作った地場産農畜産物や地場産の食材を使った乳製品、アイス等を販売しています。直売所の農畜産物は、地場産が約6割を占め、商品の補充を迅速に行うため、出荷者がパソコンや携帯電話で売れ行き情報を確認し、品切れが発生しないよう追加出荷に役立っています。

（4）都市農業経営推進対策

本市認定農業者に対して、農業経営の安定及び地域住民へ新鮮野菜の提供を推進することから栽培施設整備や農畜産業用機械整備等の補助を行い、地域農業の振興を図りました。

都市農業活性化支援事業

	事業内訳	経営体数
平成30年度	パイプハウス6棟、農畜産業用機械（保冷库2台、トラクター2台他）	5
令和元年度	農畜産業用機械（コンバイン5台、トラクター4台、サトイモ毛羽取り機2台他）	8
令和2年度	椎茸ホダ場1棟、農畜産業用機械（椎茸植菌ロボット1台、ホイルローダ1台、保冷库2台、管理機1台他）	3

都市農業振興施設整備事業

	事業内訳	経営体数
令和3年度	パイプハウス2棟、搾乳設備（自動離脱搾乳ユニット6台、受乳装置1基、洗浄装置1基、真空発生装置1基、牛舎内配管1式、飼養管理ソフト1式、搾乳ユニット自動搬送装置1基、自動給餌機1基）、乳量メーター付きミルクユニット4台、洗浄機器1基	3
令和4年度	パイプハウス2棟、防災兼用農業用井戸1基	1

(5) 農家開設型農園整備

農家開設型農園は、特定農地貸付法や都市農地貸借円滑化法により農地を所有していない者（法人を含む）や農地所有者が農園を開設することができるようになったことを受け、農地の有効利用及び遊休農地の解消の一方策として開始されたもので、農地を所有していない者や農地所有者が一定の条件を満たした農地において市と農地の貸付協定を結び、自らが農園開設者となって経営する区画貸の市民農園です。市は農地所有者に対して農園の開設を推奨するとともに、開設に要する施設の設置費や農機具の購入費の一部を補助しています。平成19年度（2007年度）以降、38農園（65,943㎡）開園しました。（現在は2農園閉園）

(6) はちおうじ農業塾

はちおうじ農業塾は、遊休農地解消の一方策である農家開設型農園の利用者や、農家の人手不足を補うための農作業の担い手を育成することを目的として、平成23年度（2011年度）に開講した本市独自の農業研修事業です。令和4年度（2022年度）は、第11期生17名、第12期生18名（福祉事業所2団体計6名含む）の計35名に対して、研修カリキュラムに沿った講義、実習を行いました。そして2年間のカリキュラムを修了した第11期生には、令和5年（2023年）2月に修了証を交付しました。卒業生の殆どは、農家開設型農園の利用者や、農業支援団体に参加しています。また、令和4年度から農業技術を希望する福祉団体を受け入れ、農業指導者を養成することで農福連携を推進しています。



(7) 担い手対策事業

農業従事者の減少・高齢化が進む中、新規就農者の早期の自立と経営発展を支援することを目的として、50歳未満の認定新規就農者を対象に新規就農者育成総合対策事業（農業次世代投資事業）を実施しています。これは、経営が不安定な就農直後に、補助金を交付するものです。令和4年度（2022年度）は、新規就農者（2名）に補助金を交付し、支援しました。

また、本市認定新規就農者に対して、就農に必要な施設整備や機械導入等の補助を行い、新規就農者の定着を図った。

新規就農者定着支援事業

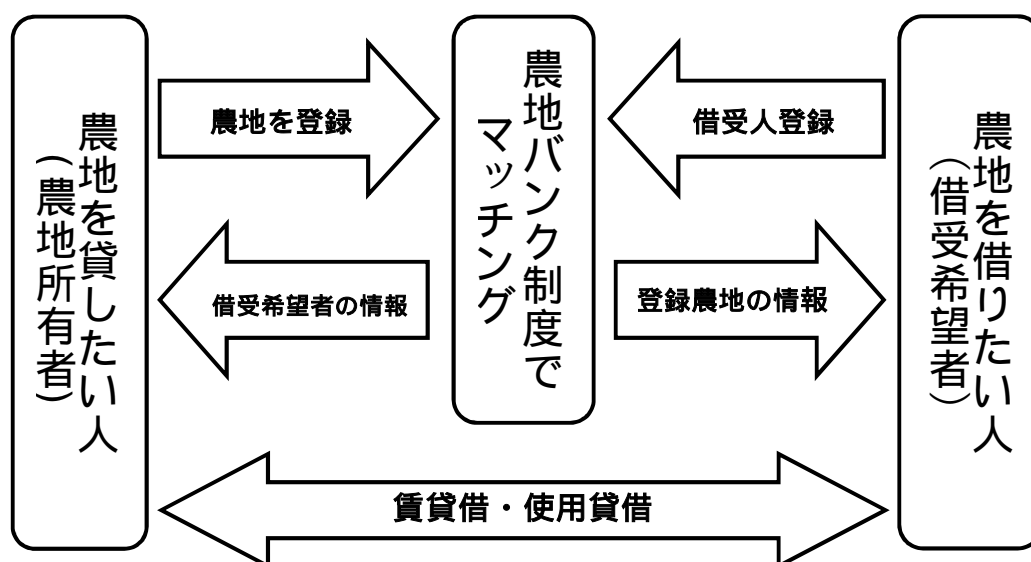
	事業内訳	経営体数
令和4年度	農畜産業用機械（トラクター1台、管理機2台、低温貯蔵庫1基）	1

(8) 農地バンク制度

高齢化や後継者不足などにより、全国的に遊休農地は増加の一途をたどっており、都内最大級の農業生産高を誇る本市も例外ではなく、その解消は喫緊の課題となっています。特に、市街化調整区域内にある農地は、他の用途への転用が難しいうえ、貸借を希望する農地の情報も集約されていないのが実情です。そこで、市内の市街化調整区域内にある、貸付けを希望する遊休農地の情報を集約するとともに、借り手として登録した方へこの情報を提供し、農地の貸借につなげる「農地バンク制度」を平成26年（2014年）4月から開始しました。

その後、平成30年（2018年）9月に都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行、特定生産緑地制度が創設されるなど、市街化区域にある都市農地をめぐる状況は大きく変化しました。それにより令和2年（2020年）4月から生産緑地を含む市内全域での農地を対象とし、このことにより事業拡大を図りました。

【マッチングまでの流れ】



< 農地情報 >

(令和 5 年12月31日現在)

	マッチング未	マッチング済	合計
登録農地筆数	32 筆	51 筆	83 筆
登録農地面積	12,652 m ²	26,117 m ²	38,769 m ²

< 借受希望者情報 >

(令和 5 年12月31日現在)

借受希望者	30 名 (うち法人 9 件)
-------	-----------------

(9) 農地の創出・再生支援事業

平成28年度(2016年度)から農業経営基盤強化促進法に基づき、農地バンク等で市街化調整区域の荒廃農地として区分された農地農用地等を借り受けた農業者及び市街化区域における農業者所有の宅地等を農地に転換する際に必要な当該農用地等の整備に要する経費の一部を補助を行い、令和4年度(2022年度)において1件1,779㎡の農地の再生を図りました。

(10) 都市農地保全事業

平成30年度(2018年度)から農地の持つ防災や環境保全などの多目的機能を発揮させるとともに、防災兼用農業用井戸などの地域住民に配慮した基盤整備により、市街化区域内の貴重な農地の保全を図る取り組みを支援しています。

	事業内訳	経営体数
令和2年度	防災兼用農業用井戸及び看板の設置 3箇所(各農家1箇所ずつ設置)	3
令和3年度	防災兼用農業用井戸及び看板の設置 3箇所(各農家1箇所ずつ設置)	3
令和4年度	防災兼用農業用井戸及び看板の設置 3箇所(各農家1箇所ずつ設置)	3

(11) その他の農業振興事業

事業名	事業の概要
東京都農業会議 賛助員拠出金 東京都土地改良事業 団体連合会負担金	東京都農業会議・東京都土地改良事業団体連合会の業務目的に賛同し、賛助員・会員拠出金を負担することにより、都市農業の発展を支えました。
生産緑地の保全管理	生産緑地における買取りの申出の相談・受付、公共施設の設置、一時使用の相談・届出の受理を行いました。 また、市内の生産緑地の現地確認等を実施し保全管理に努めました。

2 農業と市民とのふれあい

(1) 市民農園維持管理事業

市民の健全な余暇利用として、野菜の栽培を通じ、家族ぐるみで土に親しみ、健康増進と豊かな情操を培う憩いの場を提供することを目的に、昭和49年度（1974年度）から市民農園を開設しています。



(令和5年12月末現在)

	農園名	所在地	面積 (㎡)	区画数
1	緑町	緑町445-1の内、446-1の内	734	45
2	越野	越野25-8	704	36
3	東中野	東中野1502、1503の内、1492-2の内	463	45
合計			1,901	126

(2) ひよどり山農園維持管理事業

都立小宮公園に隣接する約28,500㎡の土地を東京都から借り受け、農業公園的要素をもつ施設として、緑の保全と市民及び都内在住者の憩いの場を確保することを目的に、ひよどり山農園を開設しています。区画面積10㎡・20㎡・30㎡があり、駐車場、トイレ、水道施設等を備えた利便性の高い農園です。

(3) 農林畜産物品評会

第37回JA八王子農業祭（令和5年11月11日・12日：富士森公園 だんだん広場）の中で開催された「農林畜産物品評会」の経費を負担し、市内産農林畜産物を広く市民に紹介し、生産技術の向上を図っています。



(4) 農業体験事業

農家と市民との交流の促進と都市農業の現状に対する理解を得ることを目的に各種農業体験事業を実施しています。令和4年度(2022年度)は、新たに市内の農業者と連携・協力し、農業者主催で野菜の収穫体験を実施しました。

令和5年度農業体験	実施場所	実施日	作業等内容	参加者数等
稲作体験	高月町	6月10日	田植え	15組37名
		10月7日	稲刈り	
		11月11日	収穫祭	
ジャガイモ掘り	ひよどり山地区	6月25日	ジャガイモの収穫	39組127名
収穫体験	上恩方町	7月28日	ブルーベリーの収穫	4組10名
	長沼町 JA主催	7月29日	野菜の収穫	12組25名
	ひよどり山地区	12月3日		7組20名
サツマイモ掘り	ひよどり山地区	10月22日	サツマイモの収穫	26組89名
搾乳体験	八王子市立 長池小学校	12月6日	乳搾り体験	小学1年生 35名
	八王子市立 由木中央小学校	12月7日		小学2年生 100名
	八王子市立 東浅川小学校	12月8日		小学2年生 100名
	北野子供会 長沼子供会	12月10日		40名



農業体験 田植え(高月町)



搾乳体験(八王子市立長池小学校)

3 農業生産基盤等の管理・整備

(1) 農村環境改善センターの維持管理事業

農村環境改善センターは、農業者等に対し、農業経営及び生活改善並びに健康増進等に必要
な施設を供与し、農村環境の改善を図るため、農村総合整備モデル事業で整備しました。平成18
年度（2006年度）から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を実施しています。

区 分	内 容
使用対象者	八王子市内に在住・在勤・在学する者及びこれらの者で構成された団体
使 用 料	無料
開館時間	午前9時～午後10時
休 館 日	月曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

施設概要

区 分	内 容					
施 設 名	恩方農村環境改善センター			上川農村環境改善センター		
所 在 地	八王子市下恩方町3247- 2			八王子市上川町925- 1		
電 話	042-651-8496			042-654-6561		
開 設 年 月	昭和55年 6 月			昭和59年 4 月		
敷 地 面 積	1,850㎡			3,040㎡		
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建			鉄筋コンクリート造平屋建		
施 設 (人数は定員数)	多目的ホール	169㎡	150人	多目的ホール	352㎡	130人
	和 室	35㎡/30㎡	35/30人	和 室	20㎡/20㎡	15/15人
	会 議 室	35㎡	20人	会 議 室	45㎡	30人
	展 示 室	65㎡		第 2 会 議 室	30㎡	20人
大規模改修 工事実績	平成29年度 多目的ホール天井耐震化 トイレ、給排水設備改修					
指 定 管 理 者	東京都森林組合			上川農村環境改善センター運営委員会		



恩方農村環境改善センター



上川農村環境改善センター

利用状況

区 分	恩方農村環境改善センター		上川農村環境改善センター	
	利用回数（回）	人員（人）	利用回数（回）	人員（人）
令和2年度	714	6,887	852	13,191
令和3年度	789	7,410	938	14,578
令和4年度	967	9,483	1,122	14,062

（２）生産基盤整備事業の実績

生産性向上を図るため土地改良法等に基づき、これまで農道・水路・ほ場（田畑の区画整理）整備や災害復旧事業を実施し、農業生産基盤の充実に努めてきました。

事業名	事業の概要
農道整備	昭和40～50年代は国費及び都費を導入し、中山農免道路（農林漁業用揮発油税財源身替農道）・上川農道（団体営土地改良事業）・戸吹農道（都単土地改良事業・農村総合整備モデル事業）を整備しました。 平成6年度の小作ほ場内道路補修工事（市単土地改良事業）が最後です。
水路整備	昭和40年代は用水路整備が中心でしたが、昭和50年代以降は急峻農地の洗掘防止対策を行い、平成7年度の上川水路整備工事が最後となっています。
災害復旧	台風等による洪水で、農地・農業用施設に大きな被害をもたらされた場合に、それらの農地・農業用施設を国庫補助制度の適用を受けて復旧するのがこの事業です。 その大きな特徴は、災害原因が特定され、被災農地・施設を原形に復することを目的とする100%近い高率補助事業であるということです。 昭和58年度（高月頭首工災害復旧事業他2件）、平成6年度に局地的な豪雨により被災した鶴舞用水堰災害復旧工事（頭首工）を実施しました。 令和2年度に令和元年東日本台風の影響により被災した高月町及び上恩方町の農地災害復旧工事を実施し、さらに、農地及び農業用施設（高月用水堰他2件）の災害復旧工事を実施した農業者及び農業者団体に工事に要した経費を補助しました。
土砂崩壊防止	農地や農業用施設を保全するため、水路の法面などが崩壊しそうな場所について事前に整備をするのがこの事業です。昭和40年代後半から50年代前半を中心に、国費導入を図り事業実施してきましたが、昭和60年度上恩方地区（力石水路土砂崩壊防止工事）延長167mの整備を最後に現在に至っています。

<p style="text-align: center;">整 備</p>	<p>昭和50年代に農業振興地域内の優良な農用地の田畑に対し、農村総合整備モデル事業（国費）の一環として3地域、また、昭和62年度から平成2年度にかけて都費を導入して1地域のほ場を整備し、農業生産基盤の充実と農業経営の安定に寄与しています。</p> <p style="text-align: center;">（ほ場整備事業の実績）</p> <table border="1" data-bbox="427 353 1380 577"> <thead> <tr> <th>件 名</th> <th>完了年度</th> <th>区 域</th> <th>事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高月ほ場</td> <td>昭和51年度</td> <td>高月町</td> <td>面積 5.56ha</td> </tr> <tr> <td>松竹ほ場</td> <td>昭和53年度</td> <td>下恩方町</td> <td>" 4.33ha</td> </tr> <tr> <td>上川ほ場</td> <td>昭和57年度</td> <td>上川町</td> <td>" 2.61ha</td> </tr> <tr> <td>高月小作ほ場</td> <td>平成2年度</td> <td>高月町</td> <td>" 15.78ha</td> </tr> </tbody> </table>	件 名	完了年度	区 域	事 業 内 容	高月ほ場	昭和51年度	高月町	面積 5.56ha	松竹ほ場	昭和53年度	下恩方町	" 4.33ha	上川ほ場	昭和57年度	上川町	" 2.61ha	高月小作ほ場	平成2年度	高月町	" 15.78ha
件 名	完了年度	区 域	事 業 内 容																		
高月ほ場	昭和51年度	高月町	面積 5.56ha																		
松竹ほ場	昭和53年度	下恩方町	" 4.33ha																		
上川ほ場	昭和57年度	上川町	" 2.61ha																		
高月小作ほ場	平成2年度	高月町	" 15.78ha																		
<p style="text-align: center;">生 産 緑 地 保 全 整 備</p>	<p>市街化区域内で生産緑地地区に指定された農地は、長期営農（30年）が義務付けられています。また、環境問題の高まりで都市における農地が緑地空間として環境保全、公害、災害の防止等で重要視されるようになってきました。このような背景から、生産緑地地区内においても農振地域と同様に農業が継続できる基盤整備を行う必要が生じ、平成6年度から10年計画で都費を導入し行われるようになった事業です。</p> <p style="text-align: center;">（生産緑地保全整備事業の実績）</p> <table border="1" data-bbox="411 891 1439 1014"> <thead> <tr> <th>件 名</th> <th>完了年度</th> <th>区 域</th> <th>事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>谷野地区</td> <td>平成6年度</td> <td>谷野町</td> <td>土留工他 総延長111.6m</td> </tr> <tr> <td>大谷地区</td> <td>平成7年度</td> <td>大谷町</td> <td>耕作道整備・排水施設整備</td> </tr> </tbody> </table>	件 名	完了年度	区 域	事 業 内 容	谷野地区	平成6年度	谷野町	土留工他 総延長111.6m	大谷地区	平成7年度	大谷町	耕作道整備・排水施設整備								
件 名	完了年度	区 域	事 業 内 容																		
谷野地区	平成6年度	谷野町	土留工他 総延長111.6m																		
大谷地区	平成7年度	大谷町	耕作道整備・排水施設整備																		
<p style="text-align: center;">農 村 総 合 整 備 モ デ ル</p>	<p>農業の近代化を図り、都市に比べて立ち遅れている農村の生活環境の整備を推進することにより、生産性の高い農業の育成と高福祉農村を建設し、農業及び農村の健全な発展を図るため、農業生産基盤の整備と農業集落の生活環境施設の整備を総合的に実施する趣旨で、昭和50年度から平成元年度まで行われた事業です。</p> <p>具体的には、</p> <table data-bbox="563 1272 1433 1462"> <tbody> <tr> <td>農道整備</td> <td>14路線</td> </tr> <tr> <td>農業集落道整備</td> <td>4路線</td> </tr> <tr> <td>営農飲雑用水施設整備</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td>ほ場整備</td> <td>3カ所</td> </tr> <tr> <td>農村環境改善センター施設整備</td> <td>2カ所</td> </tr> <tr> <td>農村公園施設整備</td> <td>2カ所</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">がこれまでの実績です。</p>	農道整備	14路線	農業集落道整備	4路線	営農飲雑用水施設整備	1カ所	ほ場整備	3カ所	農村環境改善センター施設整備	2カ所	農村公園施設整備	2カ所								
農道整備	14路線																				
農業集落道整備	4路線																				
営農飲雑用水施設整備	1カ所																				
ほ場整備	3カ所																				
農村環境改善センター施設整備	2カ所																				
農村公園施設整備	2カ所																				
<p style="text-align: center;">地 域 農 業 水 利 施 設 ス ト ッ ク マ ネ ジ ム ン ト</p>	<p>管理者による日常管理、定期的な機能診断と評価、調査結果に基づく施設分類と劣化予測、効率的な対策工法の比較検討、計画に基づく対策の実施、調査・検討の結果や対策工事に係る情報の蓄積等を段階的・継続的に実施し施設の延命をはかるものです。</p> <p>この制度を活用し、平成23年度に高月用水堰の改修工事を実施しました。</p>																				

農業関係施策の概要

1 水産業

漁業法に基づく漁業権の設定により、浅川等で水産動植物の保護増殖等内水面漁業の振興を図っています。

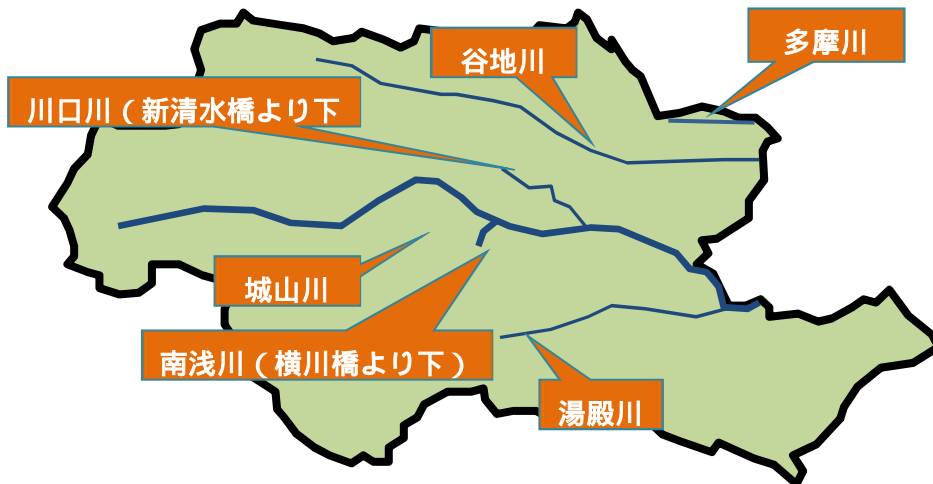
平成28、29年度（2016、2017年度）に恩方漁業協同組合の内水面漁業環境活用施設整備事業を東京都の補助金を活用し支援しました。

区分	内容	
団体名	恩方漁業協同組合	多摩川漁業協同組合八王子支部
所在地	八王子市上恩方町 1353	八王子市大和田町 3 - 4 - 15
電話	042-651-0869	042-645-3067
代表者	野村 福松	久保 正一
組合員	100名	64名
管理区域	陵北大橋から上流の 浅川・城山川・湯殿川	長沼橋から上流陵北大橋までの浅川 城山川・湯殿川・谷地川・川口川 拝島橋から多摩大橋までの多摩川



多摩川漁業協同組合八王子支部の管理区域の河川は多摩川漁業協同組合が管理している。南浅川（横川橋から上流）及び川口川（新清水橋から上流）の漁業権の設定はありません。遊漁区域は内共第3号区域、内共第5号区域（漁業権設定区域）をいう。

八王子市内漁業権設定範囲



2 江戸東京野菜に登録された八王子野菜の紹介

江戸東京野菜って何ですか？

江戸は全国から集まった人によってつくられた都市でした。参勤交代で江戸に来た武士たちによって野菜の種が江戸に持ち込まれ、江戸市中で改良され、江戸の野菜として定着・発展したものです。高度経済成長の時代になると、栽培が難しい、収穫時期が短い、収穫量が少ないことや、種の採種・保存や種や苗の選別に非常に手間がかかることから、現在生産されている品種に

とって代わり、さらに急激な都市化による影響もあり急速に姿を消していきました。

通常栽培される野菜と違い、その地域の気候風土のなかで何世代にもわたって選別・淘汰されて、その地域の風土に合った種として固定化したものであり、農家により種が代々受け継がれ作り続けられた野菜で、通常の品種と区別するため、固定種野菜または伝統野菜とも言われています。

近年生産される野菜にはない独特な食味と香り・食感を持つことから、近年注目されています。

江戸東京野菜には、のらぼう菜（あきる野市）、伝統小松菜（江戸川区）など52種が登録されており（令和5年（2023年）10月現在）、八王子市内では高倉ダイコン、八王子ショウガ、川口エンドウの3種が生産されています。

江戸東京野菜はJA東京中央会の登録商標です。

八王子で生産されている江戸東京野菜の紹介

高倉ダイコン

大正10年（1921年）、原善助氏が滝の川種商から買った「みの早生」を「練馬尻細」の間に混作し、自然交配でできた後代を選抜して出来たとされています。

織物の街八王子では、織物工場で働く女工さんの食事のおかずとして、たくあんが必要とされ、その一役を「高倉大根」が担ったといわれています。

昭和24年（1949年）、高倉大根採種組合を組織し、種子の普及を図り、昭和26年（1951年）には品種登録され、石川地区周辺（高倉町、石川町、大和田町）で広く栽培されましたが、現在は2戸の農家で種が受け継がれ栽培が続けられています。

【生産・出荷】

8月下旬～9月上旬に播種し、12月上旬に収穫されます。

【特徴】

長さ70cmほどで太さは7cm程度、首部は4～5cmほどで、重さは1.5～2kg程度、肉質はややかたいが、甘みがあり漬物用大根として高く評価されています。

【江戸東京野菜登録年月】

平成23年（2011年）9月

（写真出典 多摩・八王子江戸東京野菜研究会）



川口エンドウ

川口エンドウは、川口地区周辺（榎原町、犬目町、川口町、上川町、美山町）で作られていたキヌサヤエンドウの在来品種です。昭和30年代は、農協により生産から販売まで一貫した生産指導を行い、特産化が図られ、生産高のピークを迎えました。その後昭和40年代に入ると、都市化による畑の宅地化や収穫期間も短く、手間がかかることから急速に姿を消していきました。

ここ数年は1戸の農家で生産されてきましたが、川口エンドウをもっと広くの方に知っていただきたい、味わって楽しんでいただきたいとの生産者の思いから、「川口エンドウ普及プロジェクト」が生産者中心に発足し活動を行っています。

現在11名の市内生産者が川口エンドウを生産しています。

市内の一部の小学校では、栽培授業が開始され、採種を通し次学年への種のリレーを行うことで、八王子の貴重な財産である川口エンドウを広める活動が続けられています。

【生産・出荷】

播種は11月下旬（3月下旬）、出荷時期5月上旬～6月上旬。

【特徴】

甘みがあり莢のパリッとした歯触りと、豆のプチッとした食感が楽しめます。

【江戸東京野菜登録年月】

平成26年（2014年）9月

（写真出典 多摩・八王子江戸東京野菜研究会）



八王子ショウガ

八王子ショウガは八王子市加住町の生産者である村内米吉（よねきち）氏の祖父和助（わすけ）氏のご近隣で桶屋業を営まれていた森田弁吉（べんきち）氏から昭和初期にもらい受けたのが始まりです。森田氏があきる野市にある二宮神社の生姜祭りに足を運んだ際、生姜を出店されていた方から雨が降ってきたのもう閉店するからと残ったショウガを分けていただいたと伝えられています。

以降80年以上にわたり毎年途絶えることなく生産されてきました。

現在21名の市内生産者が八王子ショウガを生産しています。

【生産・出荷】

11月に選抜した種生姜を貯蔵、翌年4月中旬に種生姜を植え付け、8月中旬～10月下旬に葉生姜として出荷されます。

【特徴】

鮮やかな黄色味を帯びており辛みが少なく筋っぽさが無くみずみずしく、香りが高いのが特徴です。

【江戸東京野菜登録年月】

平成27年（2015年）9月 （写真出典 多摩・八王子江戸東京野菜研究会）



3 農作物獣害防止対策

近年、イノシシやサルのほか、アライグマ等の野生獣による農作物被害は増加傾向にあり、被害範囲は市街地周辺にまで拡大しています。

野生獣による農作物被害を防止するには、放任果樹や収穫残渣などを畑に放置しない環境づくりに努めるとともに、農作物を侵入防止柵で囲って防除し、農業者自らが野生獣を寄せ付けないように取り組むことが重要です。

本市では、市内の農業者を対象に電気柵の購入費の一部を補助する農作物獣害防止対策費補助金を交付するとともに、防除指導員が地域を回り、緩衝帯整備や残渣の整理など防除指導を行い、被害防除の推進に努めています。

また、追い払い駆除隊と連携し、東京都知事の許可を得て農作物に被害をもたらす野生獣の追い払いや捕獲を行い、農作物被害の軽減を図っています。

令和4年度からは、行政及び関係団体等が一体となって獣害対策に取り組むことを普及・推進させる「地域ぐるみ獣害対策推進事業」を実施し、地域住民との協働により対策を行っています。



野生動物による農作物被害

事業概要

	区 分	概 要	令和4年度の事業内容
獣害防止対策	野生獣等捕獲業務委託	野生獣の回収・処分等	八王子市追い払い駆除隊連絡会
	サル発信機装着業務委託	サル発信機装着行動域調査	発信器を装着し、行動域を調査
	サル追い払い等業務委託	サル追い払い	300日実施
	防除指導員業務委託	防 除 指 導	260日実施
	農作物獣害防止対策費補助金	電気柵等購入費一部補助	上限5万円で購入費用の1/2 (交付件数 36件)
	地域ぐるみ獣害対策推進事業	獣害に強い地域づくりの推進	上恩方町、上川町、高月町で実施

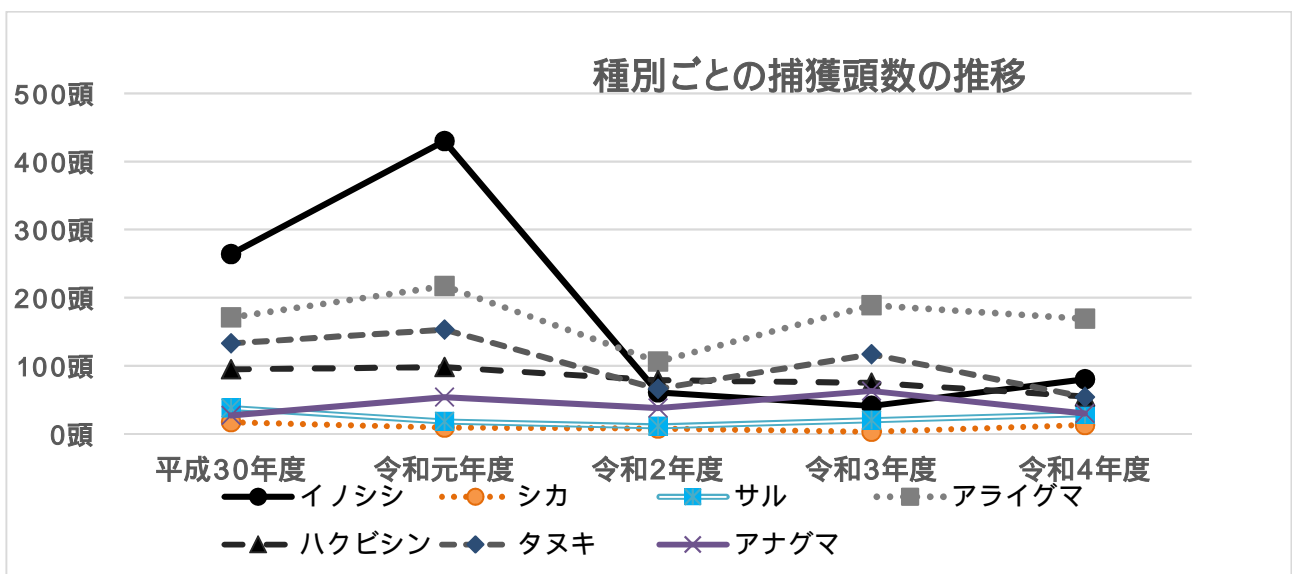
電気柵を設置し自己防衛
 (農作物獣害防止対策費補助金)



捕獲頭数一覧表 (過去5年)

(単位: 頭数)

	イノシシ	シカ	サル	アライグマ	ハクビシン	タヌキ	アナグマ	年度計
平成30年度	264	17	38	171	95	133	27	745
令和元年度	430	9	18	217	98	153	54	979
令和2年度	61	8	11	106	79	66	38	369
令和3年度	41	3	20	189	75	117	63	508
令和4年度	80	13	29	169	55	54	30	430



林業の概要

(写真：今熊林道)

八王子市内の森林面積は、7,833haで市内面積のおよそ42%を占めています。

主な林業地域である八王子西部地域では、古くから意欲的な林業経営が営まれてきましたが、近年は木材価格の低迷、林業労働者の不足、作業賃金・資材等の高騰等により林業経営が苦しくなっている現状にあります。

一方、森林には木材を生産するだけでなく、水源涵養・土壌保全機能・保健文化・快適環境形成など多くの公益的機能があります。

市では、森林の持つ公益的機能を考慮しながら、主に人工林の育成管理や林道の維持管理を行っています。また、各種林業団体と協力し、地域林業の振興に努めています。



1 市内森林面積 (令和4年4月1日現在)

所有形態表

民 有 林(ha)				国 有 林(ha)	合 計(ha)
市 有 林	市 行 造 林	他 の 民 有 林	小 計		
90	46	6,515	6,651	1,182	7,833

(東京都産業労働局「東京の森林・林業」)

民有林森林資源表(民有林内訳)

民 有 林 面 積 6,651ha					
人 工 林(ha)		天 然 林(ha)		竹 林・無 立 木 地(ha)	
針 葉 樹	3,922	針 葉 樹	83	竹 林	27
広 葉 樹	78	広 葉 樹	2,420	無 立 木 地	121
合 計	4,000	合 計	2,503	合 計	148

(東京都産業労働局「東京の森林・林業」)

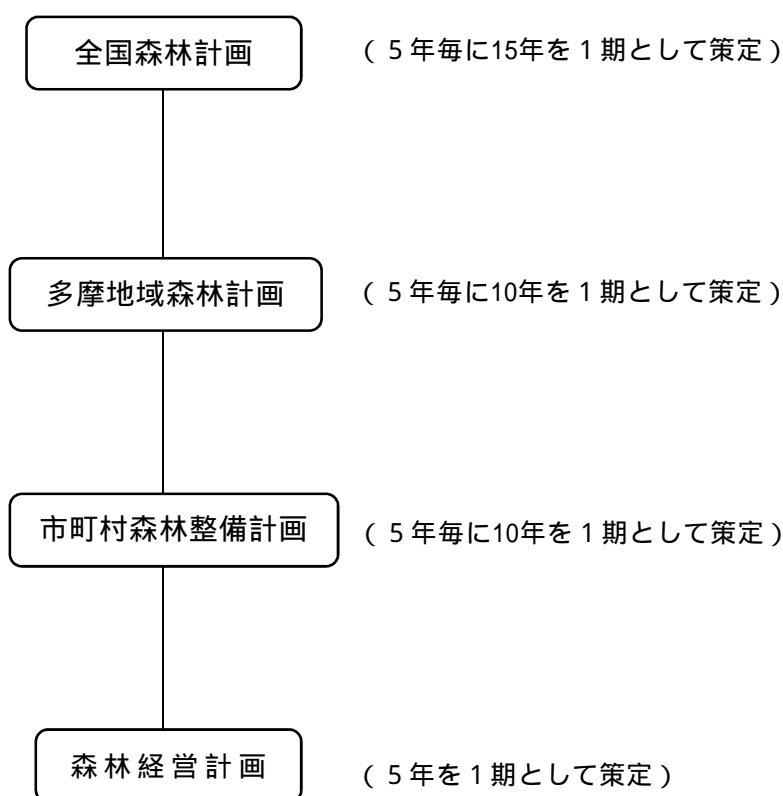
国有林森林資源表(国有林内訳)

国 有 林 面 積 1,182 ha		
人 工 林(ha)	天 然 林(ha)	林 地 以 外 (ha)
908	209	65

(東京都産業労働局「東京の森林・林業」)

2 森林整備計画の策定

森林・林業基本計画が閣議決定され、森林資源の保続を確保するとともに、森林施業（造林、保育、伐採その他）が適切に行われていく必要があります。この基本計画に基づき、適切な伐採と更新の確保を図るべく、森林計画制度（全国森林計画）の運用見直しが行われ、各計画（多摩地域森林計画、市町村森林整備計画）へ反映がされます。



全国森林計画

（計画期間：平成31年（2019年）4月1日から令和16年（2034年）3月31日まで）

多摩地域森林計画

（計画期間：令和3年（2021年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで）

市町村森林整備計画

（計画期間：令和3年（2021年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで）

3 民有林の振興

(1) 林道維持管理

市管理林道・作業道 市管理林道の刈払を7,953m実施しました。

	名 称	所在地	幅員(m)	延長(m)	開設年度
1	茗 荷 沢 林 道	上恩方町	3.6	304	昭和45年度
2	今 熊 林 道	上 川 町	3.6	645	昭和45年度
3	西 沢 林 道	小 津 町	3.6	514	昭和45年度
4	羽 生 入 林 道	上 川 町	3.6	663	昭和46年度
5	檜 沢 林 道	小 津 町	3.6	314	昭和47年度
6	七 ツ 久 保 林 道	上恩方町	3.6	261	昭和48年度
7	南 土 代 沢 林 道	上恩方町	3.6	150	昭和49年度
8	明 王 林 道	上恩方町	3.6	1,013	昭和34年度 (昭和52年3月)
9	大 た な 沢 林 道	小 津 町	3.0	156	昭和52年度
10	二 の 沢 林 道	小 津 町	4.0	331	昭和54年度
11	中 沢 林 道	南浅川町	3.6	894	昭和30年度 (昭和56年3月)
12	三 の 沢 林 道	高 月 町	2.7	237	昭和58年度
13	大 沢 林 道	小 津 町	3.3	335	昭和59年度
14	明王(のの沢)林道	上恩方町	3.0	251	平成2年度
15	小 津 林 道	小 津 町	3.6	1,514	昭和22年度 (平成4年5月)
林 道 延 長 計				7,582	
16	中 の 沢 作 業 道	上恩方町	2.7	371	昭和62年度
17	ヤ ゴ 沢 作 業 道	裏高尾町	2.0	439	
18	逆 沢 作 業 道	裏高尾町	2.0	899	
19	萩 原 作 業 道	南浅川町	1.0	384	
作 業 道 延 長 計				2,093	

()内年月は東京都からの移管年月

(2) 民有林振興事業

事業名	事業の概要
東京都治山林道協会会費	東京都治山林道協会の業務目的に賛同し、会員になることにより治山林道事業の発展を支えました。
八王子山火事防止協議会負担金	八王子山火事防止協議会の運営経費を負担し、山火事防止に努めました。

その他、東京都市町村林野振興対策協議会と協力し連携をはかりました。

4 森林再生

手入れが行われず荒廃しているスギ・ヒノキの人工林について、東京都と所有者との協定を受けて間伐を行い、森林の機能の回復を図りました。

実施年度	実施地	新規/2回目面積(ha)
平成30年度	美山町外 全64筆	11.37/35.18
令和元年度	上恩方町外 全62筆	2.43/42.39
令和2年度	小津町外 全27筆	7.80/38.37
令和3年度	上恩方町外 全48筆	2.72/45.67
令和4年度	上恩方町外 全46筆	3.43/45.88

25年間の協定期間中におおむね2回の間伐を行う事業である。

5 枝打ち

森林再生事業で間伐を行った森林について、強度の枝打ちを行い、花粉の飛散量削減に取り組みました。

実施年度	実施地	実施面積(ha)
平成30年度	元八王子町 全2筆	7.97
令和元年度	美山町外 全11筆	8.80
令和2年度	裏高尾町外 全25筆	9.63
令和3年度	上川町外 全5筆	7.58
令和4年度	上恩方町 全10筆	6.91

6 森林管理巡視

民有林や林道の管理巡視を東京都森林組合に委託し、森林施業計画の現地確認・山火事防止の見回り（巡視日数140日）等、森林管理活動の充実を図りました。

7 市有林

市内の高尾地域と恩方地域に森林を所有しています。

所在地	字名	面積(ha)
南浅川町	大平	38.19
裏高尾町	小仏	21.73
裏高尾町	景信	10.77
裏高尾町	小下沢	5.19
上恩方町	上案下	7.04
裏高尾町	小仏	7.18
計		90.10

上記市有林は財政調整基金として積み立てている。

その他、上恩方町に醍醐市有林あり。面積7.48ha。農林課行政財産のため森林面積所有形態では他の民有林に含まれる。

8 市行造林の管理

土地所有者と収益を分収する条件で民有林に造林を行ってきた市行造林地の保育管理を実施し、樹木の生育を図りました。

実施年度	枝打(ha)	間伐(ha)	合計(ha)
平成29年度	1.12	1.43	2.55
平成30年度	2.44	3.30	5.74
令和元年度	0.00	1.83	1.83
令和2年度	1.33	1.09	2.42
令和3年度	0.00	1.78	1.78
令和4年度	0.00	0.88	0.88

年度別契約状況

(令和5年4月1日現在)

年度	造林地名	所在地	面積(ha)	年度	造林地名	所在地	面積(ha)	
53	板当第二	"	1.89	2	ビロウ沢	上恩方町	1.96	
"	今熊	上川町	0.96	"	桐沢	"	1.60	
"	キヨウ沢	小津町	1.72	3	醍醐	"	1.45	
"	向ヶ谷戸	裏高尾町	1.42	"	白山第二	甘里町	1.35	
54	川井野	上恩方町	1.25	5	桐沢第二	上恩方町	1.43	
"	白山	甘里町	1.55	6	大棚沢	小津町	1.78	
55	南沢	上恩方町	0.74	7	船橋	上恩方町	0.85	
"	南土代第二	"	0.64	8	合の沢	小津町	1.59	
56	小仏	裏高尾町	2.65	9	橋本	上恩方町	1.33	
58	戸沢	上川町	1.74	12	スギナクボ	"	0.88	
59	城山	裏高尾町	2.83	13	オバザカ	小津町	1.12	
61	水無沢	"	0.50	/				
61	ヤゴ沢	裏高尾町	1.56					
63	くら骨沢	上恩方町	1.09					
元	桜久保	"	1.30					
"	向う山	小津町	1.02					
合				計			27カ所	38.20

大棚沢(0.64,0.98,0.16)

ビロウ沢0.03ha、桐沢0.07ha、向う山0.13ha崩落地あり。

農業委員会の組織と活動

1 沿革

昭和26年（1951年）3月「農業委員会等に関する法律」の公布施行に伴い、本市でも同法に基づき、同年7月に市条例の制定をもって八王子市農業委員会を設置しました。

農業委員会の変遷

昭和30年4月	隣接6カ村を合併。八王子市全域を3地区に分割し八王子市第一地区農業委員会～八王子市第三地区農業委員会を組織。
昭和32年7月	3地区の農業委員会を統合し、八王子市農業委員会を設置。
昭和34年4月 昭和39年8月	浅川町、由木村との合併によりそれぞれ地区農業委員会を設置。
昭和40年4月	農業委員の任期満了に合わせて、地区農業委員会を統合。

2 農業委員会の構成

委員	委員数	合計
農業委員	14人	22人
農地利用最適化推進委員	8人	

会長 中西 伸夫（令和4年（2022年）4月27日互選）

会長職務代理者 菱山 史郎（令和4年（2022年）4月27日互選）

平成28年（2016年）4月の「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、「農地利用最適化推進委員」を設置しました。農業委員との連携のもと、各地域で農地等の利用の最適化の推進を図る活動を行っています。

3 農業委員会の役割

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づき、市町村ごとに設置される行政委員会です。農業全般にわたる諸問題を、農業者の総意と自主的な努力によって総合的に解決することを目的としています。

農業委員会の行う事務には、農地法に基づく農地等の権利関係の調整に関する事項のほか、農業経営基盤強化促進法等に基づく事項、土地改良法に基づく農地等の交換分合などの事項があります。また、平成28年（2016年）4月の法改正で明文化された、「農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進（農地等の利用の最適化の推進）に関する事項」についても合わせて取り組んでいます。

各委員ごとの役割

農業委員の役割

- (1) 農地等の利用の最適化の促進に関する指針の策定・変更
- (2) 農地等の権利移動の許可や農用地利用集積計画の決定
- (3) 農地転用許可にあたり、具申すべき意見の決定
- (4) 農地等の利用の最適化の促進に関する施策について、提出する意見の決定

農地利用最適化推進委員

- (1) 農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進
- (2) 耕作放棄地の発生防止と解消を推進

4 農業委員会の業務（農地関係）

(1) 農地の権利移動・転用等

農地法に規定する農地の所有権の移転や賃借権等の設定（第3条）、権利の移転・設定を伴わない農地の転用（第4条）、権利の移転・設定を伴う農地の転用（第5条）及び農地の賃貸借の合意解約（第18条）などについて、許可申請の受付や届出受理業務を行っています。

（面積単位：㎡）

区分	農地法第3条		農地法第4条		農地法第5条		農地法第18条	
	所有権移転・賃借権設定		農地の転用		転用に伴う所有権移転等		賃貸借農地の合意解約	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成30年度	7	9,510.00	121	58,718.95	359	150,960.30	7	5,576.00
令和元年度	3	6,840.36	105	54,362.97	281	118,225.85	5	6,149.20
令和2年度	9	17,044.00	100	54,191.47	252	109,758.20	6	4,831.00
令和3年度	15	12,661.82	123	91,254.33	285	103,624.12	2	1,095.00
令和4年度	10	6,086.00	110	59,753.62	297	128,779.20	2	3,402.00

(2) 農地の利用状況調査・利用意向調査

農地利用の集積を進めるため、法に基づき農地の利用状況を調査し（第30条）、遊休農地の所有者に対して利用意向調査（第32条）を行っています。

(3) 利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画の決定

農業経営基盤強化促進法に基づき、農地につき利用権等（賃借権、使用貸借による権利）の設定等を行うにあたり、市が定める農用地利用集積計画を農業委員会で審議し決定します。

決定した農用地利用集積計画を市が公告することをもって利用権等が設定されます。

年次	件数	筆数	利用権設定面積（㎡）
平成30年度	18	66	27,852.00
令和元年度	11	49	24,285.58
令和2年度	13	51	22,401.00
令和3年度	26	83	39,823.00
令和4年度	26	99	55,559.00

(4) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定

都市農地貸借円滑化法に基づき、生産緑地を対象に貸借（賃貸借及び使用貸借）を行うにあたり、申請者は市に対し事業計画書を提出し、市は農業委員会に事業計画の審査を依頼します。農業委員会総会の審議を経て、事業計画が決定されると、市は事業計画の認定を行い、生産緑地の貸借が開始されます。

年次	件数	筆数	事業計画認定面積 (㎡)
令和元年度	2	14	4,670.00
令和2年度	6	25	20,283.00
令和3年度	4	10	5,879.00
令和4年度	3	12	4,657.64

(5) 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明の交付

生産緑地法では生産緑地の所有者などの農業従事者が、死亡又は故障によって農業に従事できなくなったとき、市長に対し買取りの申出をすることができます。このとき、死亡又は故障した者が主たる従事者であるという農業委員会の証明が必要となります。主たる従事者の証明は、農業委員会総会の審議を経て、交付します。

年次	件数	筆数	農地面積 (㎡)
平成30年度	17	56	35,288.06
令和元年度	21	84	44,022.45
令和2年度	12	46	24,875.36
令和3年度	18	77	42,916.30
令和4年度	7	26	14,245.35

(6) 生産緑地買取り申出状況

生産緑地法に定める要件に該当する生産緑地については、市町村長に対し買取りの申出をすることができます。買取りの申出をして、3か月以内に所有権の移転が行われなかった場合、生産緑地としての行為制限が解除されます。

告示の日から起算して30年経過したとき、又は主たる従事者が死亡し、もしくは農林業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものを有するに至ったとき。

年次	申出件数	筆数	地積 (㎡)
平成30年度	12	35	17,524.44
令和元年度	27	78	45,157.68
令和2年度	10	26	13,389.00
令和3年度	17	52	25,736.30
令和4年度	62	180	90,837.76

(7) 相続税納税猶予適格者証明の交付

農地を相続した者が相続税納税猶予の制度（注）を受ける場合に必要となる、相続税納税猶予の適格者であることの証明書を、現地調査や面談などを経たうえで、農業委員会総会の審議を経て、交付します。

年次	件数	特例適用対象面積（㎡）
平成30年度	16	32,741.64
令和元年度	19	60,326.94
令和2年度	8	13,202.88
令和3年度	15	40,887.47
令和4年度	12	39,009.58

（注）制度の概要・・・

相続による農地の細分化の防止と農業の生産性の向上を目的として、昭和50年（1975年）1月1日から租税特別措置法第70条の6として制度化されたものです。

現在、この制度が適用されるのは、生産緑地地区内か市街化調整区域内で、被相続人が農業の用に供していた農地を、相続税の申告期間内に遺産分割し、被相続人の農業相続人が取得し、申告期限内に農業を開始した場合です。

この制度が適用されると、その農地の相続税は農業投資価格により計算されたものとなり、通常の相続税との差額が猶予されます。

(8) 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っていることの証明の交付

相続税納税猶予制度を受けている者が、概ね3年ごとに税務署へ提出する引き続き農業経営を行っていることの証明書を、現地調査を経たうえで発行しています。

年次	件数	筆数	面積（㎡）
平成30年度	99	523	265,088.40
令和元年度	86	483	211,097.75
令和2年度	101	617	304,700.57
令和3年度	90	512	237,928.45
令和4年度	102	575	256,785.10

(9) 国有農地等利用状況調査

都の農業経営基盤強化措置特別会計による受託事務として、年に2回市内国有農地及び開拓財産の現況を確認し、都に報告しています。

（面積単位：㎡）

区分	農耕貸付		未貸付		転用貸付		合計	
	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積
平成30年度	30	10,378.00	41	14,465.21	7	958.00	78	25,801.21
令和元年度	26	8,676.00	46	15,678.21	7	958.00	79	25,312.21
令和2年度	26	8,676.00	46	15,678.21	7	958.00	79	25,312.21
令和3年度	26	8,676.00	41	13,010.21	7	958.00	74	22,644.21
令和4年度	24	7,740.00	41	13,010.21	8	1,523.00	73	22,273.21

(10) 国有農地諸手続件数

市内の国有農地に関する国や都からの通知の受領や、状況についての報告を行っています。

	手 続 名	件数	内 容
平成 30年度	農地法第50条に基づく報告	2	買収令書・買収計画書の有無、 国有農地の概要
	所管確認調査	0	買収令書・買収計画書の有無、 国有農地の概要
	国有農地に関する通知	3	農耕貸付地の合意解約 未貸付地・転用貸付地の売り払い
令和 元年度	農地法第50条に基づく報告	0	買収令書・買収計画書の有無、 国有農地の概要
	所管確認調査	0	買収令書・買収計画書の有無、 国有農地の概要
	国有農地に関する通知	5	農耕貸付地の合意解約 未貸付地・転用貸付地の売り払い
令和 2年度	農地法第50条に基づく報告	2	買収令書・買収計画書の有無、 国有農地の概要
	所管確認調査	0	買収令書・買収計画書の有無、 国有農地の概要
	国有農地に関する通知	5	農耕貸付地の合意解約 未貸付地・転用貸付地の売り払い
令和 3年度	農地法第50条に基づく報告	1	買収令書・買収計画書の有無、 国有農地の概要
	所管確認調査	0	買収令書・買収計画書の有無、 国有農地の概要
	国有農地に関する通知	7	農耕貸付地の合意解約 未貸付地・転用貸付地の売り払い
令和 4年度	農地法第50条に基づく報告	2	買収令書・買収計画書の有無、 国有農地の概要
	所管確認調査	0	買収令書・買収計画書の有無、 国有農地の概要
	国有農地に関する通知	4	農耕貸付地の合意解約 未貸付地・転用貸付地の売り払い

(11) 登記官及び裁判所照会件数

登記官や裁判所から、土地が農地であるか否かの照会があった場合に、現地を調査して回答しています。

年次	件数	農地面積(m ²)
平成30年度	11	3,827.42
令和元年度	34	13,878.10
令和2年度	17	6,641.51
令和3年度	20	11,320.37
令和4年度	17	7,831.91

5 農業委員会の業務(農政関係)

(1) 意見・要望の提出

本市農業の振興のため、担い手への農地利用の集積や営農環境の改善に関する事項について他の行政機関に対して意見や要望などの提出を行っています。

平成3年8月	生産緑地・農地税制についての要望書
12月	檜原東部土地区画整理組合土地区画整理事業に関する意見
平成4年1月	八王子都市計画事業打越土地区画整理事業に関する意見
12月	平成4年度八王子市農政施策に関する建議について
平成5年1月	八王子都市計画事業中野中央土地区画整理事業に関する意見
9月	平成5年度八王子市農政施策に関する要望について
平成6年1月	八王子都市計画事業宇津木土地区画整理事業に関する意見
平成8年8月	平成8年度八王子市農政施策に関する建議について
平成9年12月	平成9年度八王子市農政施策に関する建議について
平成11年1月	生産緑地の追加指定についての要望書
10月	平成12年度八王子市農政施策に関する建議について
平成12年11月	平成13年度八王子市農政施策に関する建議について
平成13年3月	檜原西部土地区画整理組合土地区画整理事業に関する意見
平成15年9月	八王子市農政施策に関する建議について
平成18年11月	八王子市農政施策に関する建議について
平成21年10月	八王子市農政施策に関する建議について
平成24年8月	八王子市農政施策に関する建議について
平成27年11月	八王子市農政施策に関する建議について
平成30年2月	川口土地区画整理事業の事業計画に関する要望

(2) 農業者年金業務

農業者年金は、農業者に年金等の給付事業を行うことにより、老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的としています。

農業者年金事業の業務は、独立行政法人農業者年金基金法に基づき、農業者年金制度の実施機関として、独立行政法人農業者年金基金が創設され、農業者老齢年金、特例付加年金及び死亡一時金の給付を行う事業や、農業者年金事業に附帯する業務を行っており、その業務の一部を市区町村（農業委員会）及び農業協同組合等が受託しています。

年金は終身支給され、加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、80歳までに受け取ると仮定した金額を死亡一時金として、遺族が受け取れます。

農業者年金への加入資格

農業者年金は、20歳以上65歳未満の国民年金第1号被保険者（60歳以上65歳未満で加入する場合には国民年金の任意加入者）であって、年間60日以上農業に従事する者であれば、誰でも加入できます（任意加入制）。

保険料は、月額2万円（35歳未満で一定の条件を満たす方は1万円）から6万7千円の間で千円単位で自由に保険料が選べます。

（令和5年12月31日現在）

被保険者及び受給者	人数	合計
被保険者	13人	13人
経営移譲年金受給者	6人	63人
老齢年金受給者	55人	
特例付加年金受給者 （老齢年金と特例付加年金併給）	2人	

「老齢年金と経営移譲年金の併給者4人」を含む

(3) 農業委員会だより

農業委員会の活動や、農地制度に関する情報などを農業者に発信するため、「農業委員会だより」を年2回発行しています。

年次	部数	発行時期
平成30年度	各 4,500	年2回（夏号、冬号）
令和元年度	各 4,500	年2回（夏号、冬号）
令和2年度	各 4,500	年2回（夏号、冬号）
令和3年度	各 4,500	年2回（夏号、冬号）
令和4年度	各 4,500	年2回（夏号、冬号）

JA八王子発行の情報誌『あゆみ』へ折り込み。

(4) 農業委員会総会及び農業委員会各委員会

毎月定例の総会では、農地の売買・貸借や農地以外への転用に係る許認可等について審議を行っています。令和6年度(2024年度)の開催日は以下のとおりです。

第1回	令和6年(2024年)	4月25日(木)
第2回	令和6年(2024年)	5月24日(金)
第3回	令和6年(2024年)	6月27日(木)
第4回	令和6年(2024年)	7月30日(火)
第5回	令和6年(2024年)	8月26日(月)
第6回	令和6年(2024年)	10月2日(水)
第7回	令和6年(2024年)	10月30日(水)
第8回	令和6年(2024年)	11月21日(木)
第9回	令和6年(2024年)	12月25日(水)
第10回	令和7年(2025年)	1月29日(水)
第11回	令和7年(2025年)	2月25日(火)
第12回	令和7年(2025年)	3月26日(水)

農業委員会では、運営協議会、農政委員会・農地委員会・広報委員会を設置し、農業委員会の積極的な活動及び円滑な運営に努めています。

《農政委員会》

- ・農業振興施策の検討及び実施の推進に関すること
- ・農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査及び研究
- ・農業相談、経営移譲及び税制に関すること
- ・上記の他、農地委員会及び広報委員会に属さない事項

《農地委員会》

- ・農用地利用確保に関すること
- ・農地の改良、埋立、区画整理事業に関すること
- ・農地等の利用関係についての争議の防止に関すること(陳情等含む)
- ・上記の他、農地事情の改善に関すること

《広報委員会》

- ・農業振興施策の啓発宣伝を行うこと
- ・農業に関する事項についての啓発及び宣伝に関すること
- ・農業委員会だよりの編集・発行・配布を行うこと
- ・上記の他、情報提供・広報に関すること

(5) 委員活動記録

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総会・全体会議	199件	248件	255件
農業委員会や農業会議の会議・研修	88件	114件	146件
その他の会議等	22件	28件	54件
資料・調査票の配布回収	0件	0件	0件
市民・学校教育等との交流活動	1件	29件	18件
現地確認	111件	153件	218件
農地の見回りや確認	71件	53件	18件
相談・指導・調整	27件	20件	18件
その他	71件	23件	45件
計	590件	668件	772件

「農地の見回りや確認」は、令和4年度以前は「農地パトロール」という表記であった。

農林業関係機関及び団体（令和6年3月31日）



1 八王子市農業協同組合

（1）設立年度 昭和61年（1986年）4月（市内6農協合併）

（2）組合員数（令和5年（2023年）3月31日現在）

【正】3,130名 【准】12,720名 【合計】15,850名

（3）財 務（令和4年（2023年）3月31日現在）

【預 金】1,361億0,165万円 【貸出金】460億1,684万円

【貯 金】1,953億5,461万円 【出資金】9億0,512万円

（4）店舗・直売所等一覧表

本・支店名	所 在 地	電 話
本 店	八王子市梶田町585 - 8	042-666-6511
大和田支店	〃 大和田町5 - 15 - 3	042-642-8171
元八王子支店	〃 式分方町785	042-625-1235
片倉支店	〃 片倉町444 - 1	042-635-5051
横山支店	〃 梶田町585 - 8	042-661-1340
川口支店	〃 川口町908	042-654-4055
由木支店	〃 下柚木435	042-676-8221
経済センター	〃 大和田町5 - 15 - 3	042-642-3885
ふれあい市場	〃 大和田町5 - 15 - 3	042-642-3885
経済センター川口店	〃 川口町908	042-654-2411
園芸センター	〃 犬目町478 - 2	042-626-0431

（5）八王子市との連携

八王子市と八王子市農業協同組合は、令和元年（2019年）8月「八王子市内の都市農業の振興と都市農地の保全に関する協定」を締結し、農家の高齢化に伴う担い手不足などの共通の課題に対し、連携して取り組んでいます。

2 東京都農業振興事務所南多摩農業改良普及センター

- (1) 所在地 〒192 - 0364 八王子市南大沢 2 - 2 パオレビル 6 階
 (2) 電話 042 (674) 5971 F A X 042 (674) 5985
 (3) 管轄区域 八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市

3 農業関係団体

(順不同)

東京都産業労働局 農林水産部農業振興課	東京都土地改良事業 団体連合会	高月営農集団	
東京都農業振興事務所	東京都農業用水水利協議会	八王子ぷりんせす マーカーケット	
東京都農業会議	東京都酪農業協同組合	J A 八王子共販出荷組合 連絡協議会	
東京都家畜保健衛生所	南多摩地区農業委員会協議会		なす出荷組合
東京都病虫害防除所	南多摩農業改良普及 事業協議会		八王子大根出荷組合
(公財)東京都農林水産 振興財団	八王子市農業経営者クラブ		トマト出荷組合
農林総合研究センター	上川農村環境改善 センター運営委員会		とうもろこし 出荷組合
東京都農業共済組合	恩方ブルーベリーの里組合		かぶ出荷組合
東京都農業信用基金協会	パッションフルーツ 生産組合		

4 林業関係団体

(順不同)

関東森林管理局東京事務所	東京都産業労働局 森林事務所	東京都椎茸生産組合連合会
関東森林管理局 高尾森林ふれあい推進センター	東京都環境局 多摩環境事務所	多摩木材センター協同組合
関東森林管理局 東京神奈川森林管理署	東京都市町村 林野振興対策協議会	東京都森林組合
関東森林管理局 東京神奈川森林管理署 高尾森林事務所	東京都森林審議会	八王子山火事防止協議会
国立研究開発法人 森林総合研究所 多摩森林科学園	東京都森林協会	八王子青年会議所
東京都産業労働局 森林事務所 浅川林務出張所	東京都治山林道協会	

